

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（骨子案）

第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針（骨子案）

1. 我が国における酪農・肉用牛生産の位置づけ

○【重要な動物性たんぱく質の供給源】

我が国の酪農・肉用牛生産は、食用とされない粗飼料などから、牛肉や牛乳・乳製品という形で、日々の生活を豊かにするおいしさを与えてくれるとともに、たんぱく質やカルシウムをはじめ様々な栄養素を供給する重要な機能・役割を果たしている。

○【関連産業、国土の有効活用等】

また、酪農・肉用牛生産は、農山村地域の活性化効果や地域経済への波及効果に加え、国土の有効活用、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能も保有。

2. 畜産・酪農所得補償制度の導入

○【畜産・酪農所得補償制度】

畜産・酪農については、現在講じている畜種ごとの畜産経営安定対策の実施状況等を踏まえ、畜産・酪農所得補償制度のあり方や導入時期を検討する。

○【畜産経営を支援するための金融措置】

畜産経営を支援していくためには、必要な資金の確保のための措置や経営再建のための負債の借換え資金といった措置を講じていく必要。

3. 6次産業化の取組等による持続可能な酪農・肉用牛生産への転換

(1) 生産から加工・販売までを取り込んだ6次産業化の取組等による酪農・肉用牛経営の所得向上

○【6次産業化の取組等による所得向上】

酪農・肉用牛生産の産業としての持続性を確保するためには、6次産業化の取組等により、所得の増大を図る必要。このため、加工や直接販売等による付加価値の向上を始め、需要に即した生産やブランド化等による販売価格の向上、これまで輸入品により手当されていた加工品などへの国産畜産物の利用拡大や販売ルートの開拓、輸出の促進による販売量の増大、自給飼料の利用、飼養管理技術の向上や規模拡大等による生産コスト引下げを進めていく必要。

さらに、酪農においては、指定生乳生産者団体の機能強化や、酪農家の創意工夫を生かした多様な生産形態にも配慮した乳業メーカーの工場再編・統合等による適正な価格転嫁を図るための交渉力の向上が重要。

(2) 需要に即した生産の推進

○【需要の把握】

今後の少子高齢化の進展による人口構成の変化や国民の健康志向の高まり等を踏まえ、消費者ニーズ等需要をきめ細かく把握するとともに、潜在的な需要を発掘し、これらに即した生産を行っていくことが重要。

○【生乳の需給調整】

国内外の生乳や牛乳・乳製品の需給・価格動向等の的確な把握・分析に努め、生産者に対するこれら情報の提供等を通じ、生産者、乳業メーカーにおいて、需要に応じた生乳や牛乳・乳製品の生産の徹底を図っていくことが重要。

○【チーズ向け生乳供給の拡大等】

牛乳・乳製品の消費拡大を図っていくほか、特に、今後とも需要の伸びが期待できるチーズについては、国内消費量の約8割に当たる輸入チーズを可能な限り国産に置き換えていくとともに、これに仕向ける生乳供給を拡大することが重要。

また、輸入品との競合度合いが小さい生クリーム等の液状乳製品については、新鮮さや風味の良さなど国産品の優位性を活かしながら、引き続き需要の拡大を図っていくことが重要。

○【脂肪交雑重視から多様な和牛肉生産への転換】

肉用牛では、主に黒毛和種の生産者において、脂肪交雑の多い霜降り牛肉を生産しようとする傾向が強いが、消費者においては、霜降り牛肉だけでなく、脂肪交雑は多くないが比較的安価な和牛肉に対する嗜好も増えている。このような需要に応えるため、肥育期間の短縮等による生産コスト削減と、こうした牛肉の販路の確立を図る必要。また、こうした観点から、脂肪交雑の多くない日本短角種など黒毛和種以外の和牛についても品種特性に応じた生産を推進する必要。

(3) 酪農・肉用牛における多様な経営の育成・確保

○【酪農・肉用牛生産における多様な経営の確保】

今後の我が国の酪農・肉用牛の生産基盤を維持していくためには、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある経営が、規模拡大による効率化のみを追求するのではなく、加工・販売といった6次産業化への取組を含め、地域の特性等それぞれの置かれた環境を踏まえた多様な取組を行い、経営基盤を強化していくことが重要。

○【酪農・肉用牛生産への新規参入と育成】

新規参入を促進するため、新規就農者を対象とした研修施設や離農跡地等の有効活用の一層の促進が必要。また、技術や経営能力の高い後継者を育成・確保する体制を整備する必要。特に、酪農ヘルパーについては、後継者や新規就農者の技術習得の場として活用されることが期待。

○【畜産コンサルタント、コントラクター、TMRセンター等支援組織による技術・経営能力の向上】

地域や個人、法人など条件に応じた多様な経営を育成する必要があるため、各経営へのきめ細かい指導が必要。あわせて、周年拘束性の高い酪農の労働条件の改善や高齢化が進んでいる肉用牛繁殖経営などの生産者を支援するため、酪農ヘルパー、肉用牛ヘルパー、コントラクター、TMRセンター等の支援組織の育成や、公共牧場の機能強化をさらに進めるべき。また、こうした支援組織は、生産者が相互に交流して情報交換を行うとともに技術指導を受けることができる場として活用すべき。

(4) 酪農・肉用牛経営におけるコスト低減・省力化

○【自給飼料の利用拡大等】

配合飼料価格の変動の影響を受けにくい低コストな畜産物生産を実現するため、地域の気象条件、土地条件等に適応した飼料作物の生産利用の拡大や地域の飼料資源を活かした放牧の導入を進めるとともに、コントラクター、TMRセンター及び公共牧場の活用や、粗飼料の広域流通の推進により飼料生産の外部化による省力化を推進すべき。

○【飼養管理技術の高度化】

コスト低減や省力化のためには、飼養管理技術の高度化が不可欠。

酪農・肉用牛生産者においては、草地管理技術や飼養管理技術の高度化に向けて、仲間と相談できる場や技術指導のネットワークは有効。コントラクター、TMRセンターには、地域のコミュニティーセンターとして、このような機能を発揮する可能性があることに着目する必要がある。

繁殖雌牛については、確実な発情の発見による適期授精、肥育牛については、できるだけ早期から個体の能力に応じた効果的な肥育に努め、肥育期間の短縮を一層推進すべき。

濃厚飼料中心の給与から自給飼料への転換や未利用資源の活用にあたっては、適切な飼料設計及び飼養管理技術の普及が必要。

○【ヘルパー等支援組織の育成】

酪農経営及び肉用牛経営におけるヘルパー等の支援組織は、畜産農家の労働負担の軽減や就業者の傷病時における経営継続等の面で大きな役割を果たしており、こうした支援組織の充実・強化は重要。

○【規模拡大】

コスト削減や省力化にあたっては、多様な経営が、それぞれの経営形態に応じた取組を行う必要があるが、飼養規模の拡大は、1頭当たり労働費の低減による生産コストの低下を図る手段となる。とりわけ、1戸当たり飼養頭数が依然として零細である繁殖経営においては、規模拡大による生産コストの低減を図ることが必要。

(5) 家畜改良や畜産新技術の開発・普及等による生産性の向上

○【牛群検定の普及促進】

乳用牛については、泌乳量など個体の能力に見合った飼料給与や健康管理が必要であり、給与飼料の成分や栄養価の把握とともに、牛群検定等のデータを活用し、適切な飼養管理、繁殖管理、乳質管理、牛群改良（乳牛の選抜淘汰、更新牛の確保）により生産性を向上させる必要。

○【乳牛の連産性など生涯生産性の向上】

乳用牛の改良については、生涯生産性（単なる乳量だけでなく、乳牛の供用年数等の経済性も考慮した生涯における生産性）の向上を図るため、泌乳持続性（泌乳ピーク時の乳量を持続する能力）に着目した改良を推進する必要。

○【和牛の生産性の向上】

和牛の改良については、生産コストを抑えるため、現状の脂肪交雑を維持しつつ、早期に十分な体重に達し、飼料利用性の高い種畜の改良を進めるとともに、飼養管理技術の改善による事故率低下や肥育期間の短縮などを推進すべき。

○【性判別精液等】

性判別精液の利用拡大により、酪農経営では優良な後継牛、肉用牛経営では発育性に優れた雄子牛の効率的な生産を推進する必要。また、SNP（一塩基多型）遺伝子解析技術を活用した効率的な育種改良を推進する必要。

○【ブラウンスイス種等の導入に向けた調査試験や品種特性を活かした改良の推進】

多様な酪農経営を推進する基礎となるよう、研究機関等におけるブラウンスイス種等の飼養管理に関する調査試験を推進する必要。あわせて、牛群検定等の情報を基に、品種の特性を活かした改良を推進する必要。

○【衛生対策の推進による生産性向上等】

家畜の生産性を低下させる家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止を図る必要。また、動物検疫体制及び海外悪性伝染病の発生に備え、危機管理体制を強化すべき。

(6) 畜産物の高付加価値化・ブランド化

○【国産チーズの高付加価値化】

国産ナチュラルチーズの製品開発、指導者養成研修、製造技術向上に必要な研修及び器具機材の整備等を通じた地域の特色あるチーズ作りへ転換。

○【乳加工等への適性に応じた多様な乳用種の活用】

チーズ等国産乳製品の生産振興を図るためには、ホルスタイン種だけでなく、乳蛋白質が高くチーズ生産に適した品種として知られているブラウンスイス種等を活用することも必要。

○【地域ブランドの確立】

チーズ等国産乳製品の付加価値を高め、消費を拡大する手段の一つとして、EUで行われているような地理的表示制度の導入は有効な方策と考えられるが、まずは、そのための条件整備を図るため、製造技術の向上等が重要。

飼料自給率の向上を図る観点から、稲発酵粗飼料や飼料用米の多給、周年放牧の実施等、地域資源を活用して生産された牛肉のブランド化を推進するとともに、地場産食肉と他の地場産食材とを組み合わせた食肉加工品の開発を推進。

○【機能性等新たな価値を付加した商品の開発・普及】

放牧により機能性成分の含有量が高まった牛乳など、新たな価値を付加した特色ある商品の開発・普及が重要。

(7) 畜産物の輸出の促進

○【輸出先国の拡大】

新興経済国においては、今後、食料消費の質の変化に伴う畜産物の消費の拡大が見込まれることから、我が国畜産物の輸出拡大が期待できる。このため、輸出先国のマーケティング情報等を収集することが必要。

我が国の畜産物の輸出を促進するため、二国間における技術的な協議を積極的に進め、輸出可能な相手国の拡大に努めることが重要。

○【国産畜産物のPRの推進】

輸出拡大を図るためには、海外の消費者に対し、国産畜産物を積極的にPRすることが重要であることから、民間企業等と協力した取組を推進すべき。

○【国産畜産物の品質や安全性の向上】

中国本土、香港、台湾等の近隣諸国における品質や安全性に関心の高い富裕層に向けた我が国の牛乳・乳製品の輸出拡大に向け、まずは日本の牛乳・乳製品の付加価値を高め、その価値を海外にPRするなど、輸出の促進に努力する必要。

牛肉等を輸出するためには、相手国が求める衛生条件等に応じた加工処理施設の整備が必要な場合があることから、相手国が求める衛生条件等の輸出認定基準に適合した施設整備を推進。

(8) 加工・流通の合理化

○【集送乳及び乳業の合理化】

集送乳の合理化により流通コストを低減するとともに、過当競争にある乳業については、中小・農協系乳業の飲用工場を中心に計画的な再編・合理化を進め、製造販売コストの低減、品質の向上、衛生対策の高度化を推進することが重要。

○【肉用牛及び牛肉の流通の合理化】

肉用牛の流通については、肉用牛の公正な取引及び適正な価格形成を確保し、そ

の機能を発揮させるため、小規模な家畜市場を中心に再編整備を推進する必要。

牛肉の流通については、食肉処理施設の大規模化が処理コストの低減を図る上で有効であるものの、一方で稼働率の確保が課題。このため、産地食肉センターを中心とした食肉処理施設の再編整備を通じて、規模拡大と稼働率の向上を両立させることが必要。

また、部分肉流通の拡大により、流通コストを削減するとともに、実需者ニーズに応じたきめ細かい処理加工への取組を推進する必要。

○【6次産業化等を後押しする流通】

生産者における6次産業化等の特色ある取組を後押しするための流通面からの必要な改善等について検討。

(9) アニマル・ウェルフェアへの対応

- 日々の観察・記録の励行、家畜の丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等により、家畜を快適な環境で飼うことは、安全な畜産物の生産につながるとともに、生産性の向上にも結びつくもの。このため、我が国の実態に応じた飼養管理指針の作成と普及啓発により、今後、一層の推進を図ることが必要。

4. 資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農・肉用牛生産への転換

(1) 資源循環型社会への貢献

- 輸入飼料への依存体質から脱却し、国土資源の有効活用による自給飼料基盤に立脚した足腰の強い酪農・肉用牛生産に転換するとともに、家畜排せつ物を適正に管理し、その利用を促進することや食品廃棄物のリサイクルの一環としてエコフィードの生産・利用を拡大することは、資源循環型社会の構築等に貢献するものであり、畜産業の健全な発展を図る上で非常に重要。

(2) 農地や未利用地の有効活用等

○【飼料用稲（稲WC S、飼料用米）等による水田の活用】

水田を有効に活用し、国産飼料の増産を図ることは、今後とも輸入飼料価格が高水準で推移する可能性がある中で、国産飼料に立脚した畜産経営を確立する上でも重要。飼料用稲を推進する上では、多収米品種・栽培技術の普及による単収向上や低コスト技術の導入などによる生産コストの低減、調製・給与技術の開発等を図ることが重要。

○【飼料作物の効率的生産による農地の有効活用】

我が国の多様な気象条件や土地条件等に適合した多様な飼料生産を推進するため、各地域の条件に適合した品種や飼料生産利用技術の開発・普及等を進めるとと

もに、省力化技術を活用した二毛作・二期作など農地の有効活用を推進し、飼料生産利用の拡大を図る必要。

○【**耕畜連携による資源循環**】

たい肥と稲わら等の農場副産物と交換や飼料用稲の生産・利用などによる耕畜連携を強化し、地域での飼料生産やたい肥利用を促進することが、資源循環を促進する上で重要。その際、耕種農家のニーズに即したたい肥を生産・供給するとともに、地域における関係団体の連携強化等、耕畜連携を強化するための体制整備を推進する必要。

○【**草地基盤整備、優良品種の開発・導入等による効率的生産への転換**】

草地基盤整備や草地更新、優良品種の導入等の飼料生産技術の向上を推進し、単収の向上や効率的かつ安定的な飼料生産を実現するとともに、栄養価等の品質の向上を図る必要。

また、多収性や持続性に優れた優良品種や効率的な飼料生産利用技術の開発・普及を推進する必要。

○【**放牧によるコスト低減とゆとりの創出**】

放牧は、飼料費の低減、ゆとりの創出、衛生対策費等の低減を図る上で重要であるほか、中山間地域等における自然環境の保全、良好な景観の形成や鳥獣被害の軽減に資するもの。地域や経営の条件に応じて、経営内における放牧のほか、公共牧場の活用及び耕作放棄地、野草地等の低・未利用地や水田を活用した放牧を推進。放牧技術の改良を進めるとともに、地域において放牧技術の普及を推進する技術者の育成など地域における放牧推進体制の確立を図る必要。

○【**河川敷等未利用地の活用**】

河川敷を含め、あらゆる利用可能な未利用地や野草、緑肥、稲わら等の国産飼料資源について、飼料の生産・確保のため有効活用を図る必要。

(3) **コントラクター、TMRセンター等飼料生産支援組織の活用**

○【**飼料生産支援組織の育成、高度化**】

畜産経営の高齢化に伴う労働負担の軽減や自給飼料の生産拡大を図るためには、コントラクターやTMRセンター等の飼料生産支援組織の育成により飼料生産の外部化を一層推進することが重要。

また、コントラクターやTMRセンターは、地域の畜産農家にとって必要不可欠な役割を担っていることから、その経営が安定したものとなるよう、経営の高度化を図ることが重要。

(4) **国産粗飼料の広域流通の構築**

○【**ストックポイントの整備による畜産地帯への国産粗飼料の供給**】

地域によっては、土地の制約等の理由で自給飼料基盤の拡大にも一定の制約がある場合がある。このような地域においても飼料自給率の向上を図っていくため、飼料保管場所の確保や管理体制の整備によって広域流通拠点を整備し、耕種地帯から畜産地帯への効率的な粗飼料流通体制を構築する必要。

(5) 国産飼料利用畜産物の高付加価値化

○【国産飼料利用畜産物の高付加価値化】

国産飼料の生産・利用を畜産物等の消費面から推進するため、国産飼料の品質の向上を図るとともに、家畜の生産性向上及び国産飼料利用畜産物の高付加価値化を図るための技術の開発・普及を推進することが重要。

(6) 流通飼料の安定的な確保とエコフィード等の利用拡大

○【新たな飼料資源の利用拡大】

エコフィードをはじめ、飼料穀物に代替し得る飼料資源の利用を拡大すべき。エコフィードの普及のためには、TMRセンター等を活用して、効率的な収集、加工、供給を可能とし、一定の品質のものを安定的に供給する体制の構築が必要。

○【安定的な飼料穀物の確保】

安定的な飼料穀物の確保のため、不測の事態に対応した備蓄を実施するとともに、今後の穀物需給が引き締まり基調で推移する見通しであることを踏まえ、価格上昇に伴う畜産経営に及ぼす影響を緩和するための措置を実施。

また、飼料用麦については、機動的な輸入が可能となるよう、実需者のニーズに配慮したSBS方式の運用の改善を推進。

(7) 家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進

○【たい肥の自給飼料生産への利用】

飼料の多くを海外からの輸入に頼っているが、これを自給飼料に置き換え、家畜排せつ物の有効な利用による資源循環型畜産を推進することは、食料自給率の向上や耕地における窒素収支の改善の観点からも重要。

○【耕種農家を通じたたい肥利用の促進】

生産したたい肥の全量を自ら利用することが困難な場合には、耕畜連携の強化を通じ、地域としてたい肥の利用が促進されるようにすることが重要。

○【耕種農家のニーズに合ったたい肥生産】

たい肥の品質を評価する事項は、たい肥の用途や施用する作物により異なるほか、品質以外にも価格が重視される場合、運搬、散布、取扱説明等のサービスが必要とされる場合もあることから、これらのニーズに即してたい肥を生産し、供給することが重要。

○【バイオマスの積極的な利活用】

家畜排せつ物が必要量を越えて過剰に発生している地域等においては、たい肥化以外の方法により家畜排せつ物の処理・利用を図ることも重要。このため、こうした地域においては、必要に応じ、炭化・焼却処理、メタン発酵等を推進することにより、家畜排せつ物の需給状況の改善やエネルギー利用を推進する必要。

(8) 畜産経営に関する排水対策・悪臭防止対策

○【排水・悪臭への対応】

畜産経営に起因する苦情の内容の多くは、悪臭や水質汚濁関連となっており、これらの畜産環境問題に対して適切に対応することは、畜産業の健全な発展とともに、大気・水・環境の保全を図る上で必要。

○【水質汚濁防止対策】

畜産経営から排出される汚水には、窒素やリン等が多く含まれ、地下浸透や公共用水域に流出した場合には、水質汚濁の原因ともなり得ることから、環境関係法令を遵守し、適切な処理を行うことが必要。

○【悪臭防止対策】

畜産経営の規模拡大や地域における混住化が進行する中、悪臭防止対策を適切に講じていくことは重要な課題。

5. 消費者ニーズに応えた酪農・肉用牛の生産・加工・流通と畜産に対する国民の理解の確保

(1) 畜産物に係る安全と信頼の確保

○【飼料・飼料添加物及び動物用医薬品の安全確保】

飼料・飼料添加物の製造、輸入、販売及び使用の各段階における検査、指導を実施することなどにより、安全な畜産物の安定供給を確保。

飼料用作物への農薬の使用に当たっては、農薬使用基準を遵守するよう啓発・指導を実施し、飼料用稲（稲発酵粗飼料、飼料用米）の生産に当たっては、適切な栽培管理の徹底を図り、安全な畜産物の安定供給を確保。

動物用医薬品については、製造、輸入及び使用の各段階における薬事法に基づく安全かつ有効な医薬品の供給、適正使用の推進、都道府県等の薬事監視員を通じた監視指導を実施するなどにより、安全な畜産物の安定供給を確保。

○【産業動物獣医師の育成・確保】

産業動物獣医師や公務員獣医師の養成・確保などの推進により、安全で良質な畜産物の安定供給に寄与することが重要。

○【牛(牛肉)トレーサビリティ】

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法

律第72号)」に基づいて、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達し、今後とも、関係者への監視指導等により、国産牛肉に対する消費者の信頼確保に努めることが重要。

○【飼養衛生管理の向上】

安全な畜産物を安定供給するため、「飼養衛生管理基準」の遵守を徹底し、農場段階におけるHACCPについて普及・定着等を推進する必要。

(2) 多様化する消費者・実需者ニーズを捉えた畜産物の消費拡大

○【健康志向、高齢化などを踏まえた消費者・実需者ニーズの把握】

消費者のライフスタイルの変化や健康志向の高まり、環境への配慮などといった多様なニーズに応える一方、加工用・業務用などの新たに拡大する用途・需要にきめ細かく対応するため、消費者・実需者のニーズを把握することが重要。

消費者ニーズについては、各団体が行っている調査等については、その内容や方法を改めて検討するなどにより、消費者ニーズを的確に捉え、これを消費拡大の取組に反映していくことが必要。

○【消費者・実需者ニーズに対応した生産への質的転換】

生乳取引における乳脂肪の基準については、飲用牛乳だけでなく乳製品製造のための乳脂肪分を含めた乳固形分を可能な限り国産で供給することの重要性を踏まえつつ、放牧酪農等多様な酪農の推進、消費者ニーズの変化、酪農における購入飼料への依存度、安定した品質の粗飼料確保等を総合的に勘案し、引き続き、取引関係者間における検討を促していくことが必要。

我が国の牛肉資源の中で最も肉質の良い品種である黒毛和種については、適度な脂肪交雑による有利性の確保と、肥育期間の短縮等によるコスト削減のバランスをとることがこれまで以上に重要。

また、早肥性や粗飼料の利用性等、脂肪交雑以外の品種特性を活かした牛肉として、褐毛和種、日本短角種、乳用種、交雑種についても商品カテゴリーを確立していくことが必要。

さらに、これらの取組を推進する観点から、生産者に対して品種ごとの生産・消費動向について情報提供するとともに、早期肥育技術に優れた生産者を積極的に顕彰する等の取組を推進。

○【チーズ製造技術者の育成等の人材の育成】

特色ある国産ナチュラルチーズの製造技術の向上のため、指導者や技術者の養成研修を行うことが必要であり、関係者の意見を聞きつつ、ニーズに合った人材育成方策を検討することが必要。

○【多様化する消費者ニーズを踏まえた消費拡大のための取組】

国産の牛乳・乳製品については、地域等の特色ある新商品開発の促進、海外市場を含む新規需要開拓等の取組に対する支援を行うほか、日常の家庭料理において活用されるよう牛乳・乳製品を利用した料理の普及や高付加価値な牛乳を供給するなど、消費者の多様なニーズに対応した牛乳・乳製品の消費拡大を推進することが重要。あわせて、消費者に対して、牛乳・乳製品の機能性・有用性等に関する正確な情報提供を行うことが重要。

国産牛肉については、乳用種（赤身で低価格が魅力）、交雑種（中程度の価格でほどほどの霜降りが楽しめる）、黒毛和種（高価ではあるが十分な霜降りが楽しめる）といった品種ごとの商品特性を分かりやすく消費者に情報提供していくことが重要。また、市場流通のメリットが少ない低価格帯の牛肉については、インターネットを通じて販売する等、生産者団体による直接販売ルートの新規開拓・拡大を推進。

○【地産地消の推進】

生産者、農業団体と実需者である学校給食や社員食堂、外食・中食事業者などとの連携を通じた地場畜産物の利用を拡大する必要。

(3) 食育など畜産や畜産物に対する国民の理解の確保

○【畜産における食育の推進】

食育の取組を推進するため、ふれあい牧場や酪農教育ファームを始め、引き続き様々な活動を進めていく必要。

○【国内畜産の意義、国産飼料の意義】

国内で酪農・肉用牛生産を行うことや、国産飼料を利用していくことについては、幅広い情報発信に努め、食料安全保障のみならず、国土の有効活用などの意義について、国民に説明していく必要。

また、飼料が高騰する場合、国内の生産基盤を維持していくためには、生産者が努力しても吸収しきれないようなコスト増については畜産物の価格に転嫁せざるを得ないことについて、今後とも飼料価格情勢に応じて国民に理解を求めていく必要。

○【アクセス機会の提供】

我が国畜産物の安全・安心に関する情報などについては、インターネットなどにより、国民のアクセス可能性を向上させる必要。

第2 生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標

(基本計画を基に検討中)

第3 近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標（骨子案）

1 基本的考え方

我が国酪農及び肉用牛生産の持続的発展を図るためには、所得補償制度の導入等により意欲あるすべての経営が生産を維持できる環境を整えるとともに、このような経営が主体性と創意工夫を発揮し、経営発展することを促していくことが必要。

このため、「第1 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針」を踏まえ、一定の立地条件の下、創意工夫を活かした酪農経営及び肉用牛経営の展開に資する多様な経営の具体的取組を経営指標として例示的に設定。

その際、規模拡大による経営の効率化のみではなく、家畜改良、飼養管理技術の向上を踏まえつつ、6次産業化、国産飼料の活用、作業の外部化等の取組を織り込んで設定。

2 経営類型の設定の考え方

(1) 酪農経営

酪農経営については、土地条件の制約が小さい地域と大きい地域に分け、各々の地域ごとに、

- ① 現在の平均的な飼養頭数で経営を行う家族経営の類型
- ② 家族経営で繋ぎ飼い・パイプライン方式により多頭数飼養を行う類型
- ③ 法人経営でフリーストール・ミルクングパーラー方式を活用する大規模な経営の類型

を設定するとともに、6次産業化への取組として、

- ④ 家族経営で酪農経営とともにチーズ加工に取り組む類型
- を設定。

これらの類型について、その特性に応じ、給与様式、放牧の利用や公共牧場の利用の有無、コントラクター・ヘルパー等の作業の外部化等の状況を織り込み、経営指標を設定。

(2) 肉用牛経営

肉用牛経営については、繁殖経営、肥育経営ごとに、土地条件の制約を踏まえつつ、繁殖経営は肉専用種による複合・専業の別、肥育経営は品種（肉専用種、交雑種、乳用種）を踏まえて類型を設定。

これらの類型について、その特性に応じ、給与方式、放牧の利用や公共牧場の利用の有無、コントラクター等の作業の外部化の状況等を織り込み、経営指標を設定。

ア 肉用牛繁殖経営については、土地条件の制約が小さい地域と大きい地域ごとに、

- ① 家族経営で他作物との複合経営を行う類型
- ② 家族経営で肉専用種繁殖を専業で行い得る飼養規模を有する類型
を設定するとともに、土地条件の制約が大きい地域で
- ③ CBS（キャトル・ブリーディング・ステーション）等の利用により飼養管理労働を軽減し、高齢者の経営の維持又は新たに繁殖経営への参入を図る類型を設定。

イ 肥育牛経営については、飼養品種により飼養頭数規模が大きく異なる実態や法人化が進展していることを踏まえ、

- ① 法人経営で肉専用種について、繁殖・肥育の一貫飼養を行う類型
- ② 家族経営で肉専用種のための肥育を行う類型
- ③ 法人経営で乳用種・交雑種について、育成・肥育の一貫飼養を行う類型を設定。

1 酪農経営の類型(案)

No.	1	2	3	4	5	6	7
【立地条件】	土地条件の制約が小さい地域(主として北海道)			土地条件の制約が大きい地域(主として都府県)			全国
【経営形態】	家族	家族	法人	家族	家族	法人	家族 (チーズ加工・販売)
【飼養形態】	経産牛	経産牛	経産牛	経産牛	経産牛	経産牛	経産牛
	60頭	80頭	250頭	40頭	80頭	200頭	40頭
飼養方式	繋ぎ・パイプライン	繋ぎ・パイプライン	フリーストール・パーラー ほ乳ロボット	繋ぎ・パイプライン	繋ぎ・パイプライン	フリーストール・パーラー	繋ぎ・パイプライン

(注)

経産牛

子牛の分娩(出産)を経験した雌牛。

繋ぎ

牛を畜舎で1頭ずつ繋いで飼う方法。昔ながらの飼養スタイル。

パイプライン

パイプラインミルクカーを指す。畜舎内に設置したパイプラインを使って、搾乳した生乳を自動的にバルククーラー(生乳の冷却装置)に送る仕組み。

フリーストール

放し飼い式の牛舎で、列状に配置した牛床(ストール)に牛が自由に横臥できる方式。牛が自由に行動でき、ストレスを与えない。パーラーとの組み合わせで用いられる。

パーラー

ミルクパーラーを指す。牛が自ら歩いて入る搾乳専用の施設で、フリーストールとの組み合わせで用いられる。

ほ乳ロボット

子牛へ自動的に代用乳を与える装置。省力化だけでなく、子牛の発育管理に役立ち、早くから集団管理にならされることできる。

2 肉用牛(繁殖)経営の類型(案)

No.	1	2	3	4	5
【立地条件】	土地条件の制約が小さい地域(主として北海道)		土地条件の制約が大きい地域(主として都府県)		
【経営形態】	家族・複合	家族・専業	家族・複合	家族・複合	家族・専業
【飼養形態】	繁殖雌牛 50頭	繁殖雌牛 100頭	繁殖雌牛 10頭	繁殖雌牛 30頭	繁殖雌牛 80頭
	飼養方式 牛房群飼 連動スタンション	牛房群飼 連動スタンション ほ乳ロボット	繋ぎ CBS利用	牛房群飼 連動スタンション	牛房群飼 連動スタンション 早期離乳

(注)

繁殖雌牛

黒毛和種等の肉専用種で子牛を分娩(出産)する雌牛。

牛房群飼

複数の牛を1つの房の中で飼う方法。牛が房の中を自由に歩き回ることができる。連動スタンションとセットで用いられることが多い。

連動スタンション

スタンションは牛に飼料を給与するなどの際に牛をつかまえる装置で、連続したスタンションの開閉を一元的に同時に行うことができるシステム。

ほ乳ロボット

子牛へ自動的に代用乳を与える装置。省力化だけでなく、子牛の発育管理に役立ち、早くから集団管理にたすことができる。

繋ぎ

牛を畜舎で1頭ずつ繋いで飼う方法。昔ながらの飼養スタイル。

CBS

キャトル・ブリーディング・ステーション。繁殖経営で多くの労働時間を費やす、繁殖雌牛の分娩・種付けや子牛のほ育・育成を集約的に行う組織。農協などが設置。

早期離乳

分娩後の繁殖雌牛と子牛を早期に分離することにより、繁殖雌牛の次回の種付時期が早まり、生産性が向上する技術。

3 肉用牛(肥育・一貫)経営の類型(案)

No.	1	2	3
【立地条件】	土地条件の制約が大きい地域(主として都府県)		土地条件の制約が小さい地域(主として北海道)
【経営形態】	法人	家族	法人
【飼養形態】	肉専用種繁殖・肥育一貫 肥育100頭 繁殖50頭	肉専用種肥育 150頭	乳用種・交雑種育成・肥育一貫 肥育400頭 〔乳用種320頭 交雑種 80頭〕 育成170頭 〔乳用種140頭 交雑種 30頭〕
飼養方式	牛房群飼 連動スタンション	牛房群飼	牛房群飼

(注)

肉専用種

専ら牛肉を生産するための品種。

交雑種

ホルスタインの雌に肉専用種の雄を掛け合わせた肉用牛で、F1(エフワン)とも言う。一般に肉質は肉専用種と乳用種の間位置する。

乳用種

乳牛から生まれたホルスタイン種の雄子牛(ヌレ子)を肥育した肉用牛。

繁殖・肥育一貫

繁殖と肥育に一体的に取り組む経営。

育成・肥育一貫

育成と肥育に一体的に取り組む経営。

牛房群飼

複数の牛を1つの房の中で飼う方法。牛が房の中を自由に歩き回ることができる。

連動スタンション

スタンションは牛に飼料を給与するなどの際に牛をつかまえる装置で、連続したスタンションの開閉を一元的に同時に行うことができるシステム。

第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項（骨子案）

1 集送乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

（1）生乳の計画的かつ安定的な供給及び集送乳等の合理化

① 現状

生乳需給及び酪農経営の安定を図るため、生産者団体の自主的な取組として、需給見通しに基づく生乳の計画生産を実施しているところ。一方、中長期的な生乳需給の安定化策を求める声もあるところ。

計画生産の実施主体である指定団体は、平成12年度以降、都府県において広域化されたが、引き続き県連や単協等が集送乳等を行うなど、その機能が完全には一元化されていない状況。

こうした中、集送乳等経費については、14年度に比べ、19年度時点で、1割程度の低減にとどまっているところ。

② 方向性

今後も、生産者団体による計画生産の円滑な実施を通じ、需要に応じた生産を推進していく必要。この場合、中長期的な需給変動にも対応し得る計画生産のあり方や需給調整手法等について、引き続き検討。

集送乳の合理化に当たっては、生乳受託販売の公正性及び透明性の一層の確保を図りつつ、指定団体による大型貯乳施設の整備や更なる県連・単協等の再編整備を促し、集送乳を指定団体に集約・一元化するなど、指定団体における一層の機能強化を図る必要。

この場合、生産者が県連・単協等を通じて指定団体に生乳の販売を委託する現在の取引方法について、一層の合理化・簡素化の方策につき検討。さらに、酪農の6次産業化を推進するに当たって、生産者の創意工夫をより活かすために必要な仕組みについて検討。

（2）乳業の合理化

① 現状

乳業の合理化については、乳業が近年の経済情勢の悪化等から再編に伴う新たな投資を行うことに躊躇していることから、スピードが鈍化。

一方、経営規模の小さい（1日当たり生乳処理量2～10トン程度）中小乳業は、経営環境の悪化等から廃業が増え減少傾向。

製造販売コストについては、再編合理化等による稼働率の向上が進まないことから、コスト低減も進まない状況。

② 方向性

乳業の再編は、酪農経営の安定や、安全で消費者の信頼が確保された国産乳製品の安定供給につながることから、酪農家の創意工夫を生かした多様な生産形態に対応した流通体制の構築に配慮しつつ、今後も推進していくことが必要。稼働率の低い工場の廃止・再編統合を進め、近代的な施設による効率的な生産活動を行う乳業者を育成する必要。

（3）牛乳・乳製品の安全性の確保

① 現状

HACCP対応工場数は、乳業者が経営環境の悪化等からHACCP取得に係る新たな投資を控えていることから、増加していないところ。

② 方向性

牛乳乳製品の製造過程に起因する食品事故を未然に防ぐことは、消費者に対して安全性に対する信頼感を与えるだけでなく、乳業メーカーの経営安定にも資することから、今後ともHACCP手法を導入した高度な衛生管理水準を備えた乳業工場の整備を推進していく取組を継続。

2 肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

（1）肉用牛の流通の合理化

① 現状

家畜市場については、道路交通網の発達・整備を背景に、再編統合は着実に進展しているものの、基幹的市場を除く市場の1日当たりの平均取引頭数は約180頭と、27年度目標の250頭をなお下回る水準。

② 方向性

地域の実情を踏まえ、肉用牛生産及び流通の関係機関・団体等の協力と支援のもと、引き続き小規模な市場の再編整備を推進する必要。

（2）牛肉の流通の合理化

① 現状

食肉処理施設については、集約化・大規模化が進展しているものの、稼働率は依然として60%台前半で推移。

② 方向性

ア 食肉処理施設の再編整備の継続

地域の実情を踏まえつつ、関係機関・団体等の協力と支援のもと、引き続き食肉処理施設の再編整備を推進。

イ 産地食肉センターの整備推進

産地食肉センターによる一貫的かつ大規模な食肉処理は、食肉の処理・流通コストの低減のみならず、国産食肉の安全性向上にも寄与することから、産地食肉センターの整備を推進。

ウ 食肉卸売市場の基本的機能の強化

一方、食肉の公正な価格形成を確保する観点から、価格形成機能が十分発揮できるよう、その集分荷機能、決済機能等の強化を図る。